

第4回検討会でいただいた主なご意見

第4回検討会でいただいたご意見（主なもの）

①元請・下請向けアンケート

- アンケート結果を見ると、意外と安全経費を要求すれば出してくれる場合が多いという印象。
- アンケート結果では、要求したらもらえたというケースがあるが、逆に要求しなかったらもらえなかったケースも多々あると聞いたことがある。
- （この調査結果が、）市場全体の傾向か否かの判断は難しいが、全体的な傾向として捉えた上で、この検討会の前提としたい。

②発注者向けアンケート

- 発注者を対象としたアンケートが別途必要。発注者も元請に対して(安全衛生経費を)支払う仕組みなので、それに関する実態調査が必要。
- 発注者向けアンケートについては、設計事務所やコンサルタントといった、安全経費その他の知見のない民間のお客様の代行をする設計監理や管理会社を対象に、安全経費に対する認識の度合いを確認することが重要。
- 論点は発注者の安全衛生に対する意識である。公共と民間それぞれに対しての調査、また発注者に対して見積等の支援を行っているコンサル、建築積算協会などへの調査もあり得る。
- 国民自身が発注者になったときに、どう理解をいただいて、安全衛生経費を支払っていただけるかが重要。
- 我々国民が立派な家を安く建てたいと考える際、安全経費が入る余地は全くない。そういったところをどう考えるかというのは、大きな問題だ。
- むしろもらえていないのは土建組合や一人親方で、地方や小規模の現場、改修工事の現場。マンションの大規模改修工事でも安全衛生経費という言葉は20年間聞いたことがない。そういった元請への周知徹底、特に小規模なところなどにどのように周知するか。安全衛生経費の理解が低い国民の一人一人が発注者になる町場や木造建築の現場でどのようにするのかというのが問題。
- 町場に安全上の問題が多いと言われているので、調査として加えるというのものもある。

第4回検討会でいただいたご意見（主なもの）

③一人親方向けアンケート

- とりわけ木造建築や、町場と言われる現場で働く職人の安全経費については、理解が進んでいないと感じている。
- 一人親方の労災保険の特別加入制度への加入率は8割5分程度で、その中の約40%が出来高払いとの回答だった。実質労働者とみなされるような働き方をしている一人親方がそれだけいるということを踏まえて、安全経費の実態を把握する必要がある。
- 一人親方については、本当の意味での個人請負の比率も踏まえて検討する必要がある。元請が特定の企業に限られるのであれば、出来高払いと言いつつも実質常用で、身一つで従事しているということ。
- 一人親方へのアンケートについて、働き方も含めて疑問がある中での結果なので、できれば対象者を絞って本来一人親方と言われる人たちを対象に実施してもらいたい。対象はなかなか難しいものの、もう一度調査してほしい。
- 厚労省のアンケートで、提案しても改善しない場合の理由を聞いているが、ほとんどが安全の意識がないという理由だ。安全意識の改善についても考えていかないと、元請は安全経費を適切に要求せず、下請にも伝わらない。

④安全衛生経費の範囲

- 安全衛生経費の概念について、特に安全の要素と施工の要素が入っている足場や支保工などに関してはもう少し厳密な議論が必要だ。
- 現状では官においても民においても安全衛生経費という概念はないため、積算体系において新たな一つの概念として打ち立てる必要があるのではないかと。官民間問わず、安全衛生経費の全体像がはっきり見えないため、重層構造の下へ行けばいくほど、わかりづらくなっている。

第4回検討会でいただいたご意見（主なもの）

⑤ 下請まで適切に支払われる施策の検討

A. 安全衛生経費の実施者、実施項目の明確化（チェックリスト等）

- 安全経費が三次、四次の最終下請にもしっかり支払われるためには、まずは見積条件確認書の項目で互いに共有して仕事をする事だ。それが進化すると、比率なり積み上げとなる。両方否定するのではなく、見積条件確認書により互いに共有、確認し合う仕組みを第一ステップとして実施するのが望ましい。
- 適切に支払われるための具体的な方法については、契約書やその付随書類の中で明示しなければ外部からはわからないので、建設業法のシステム等いろいろな仕組みの検討が必要ではないか。

B. 安全衛生経費の積算方法

- 安全経費の比率は、工種・工程、規模、建物種別によって、また土木・建築によって極めて複雑。その算出には相当時間がかかることを懸念する。
- 比率の算定は非常に難しいと思う。正確性や信憑性を考慮した比率をつくってもらいたい。
- 積算方法については、公共工事の積算基準に示されている積み上げ方式ないし率計算に倣えば良いのではないか。細かい費目表への整理にあたっては、民間の会計ソフトのように、一カ所帳票を記入すれば自動的に特定の項目に取り込めるようなソフトの開発ができないか。

C. 企業や国民への周知（広報）

- 国民に対する広報や周知を積極的に行っていくべき。特に、これからリフォームが増えることから重要だ。
- 要求してこない無知な下請には払わなくていいというケースもあり、これに対する対策もできればと思う。

⑤ 下請まで適切に支払われる施策の検討

D. その他

- 安全経費を元請が算出して、企業が不利にならない仕組みをつくっていただきたい。
- 一番大事な安全衛生経費の適切な支払われ方の担保について、積算が適切かどうかを客観的に確認する必要があり、また、施工前はもちろん、施工中も調整する必要があるため、積算が適切かどうかを客観的に確認するシステムが必要ではないか。
- 職人や、同業者、小規模な他業種に聞くと、ゼネコンの現場などでは基本的に安全衛生経費が支払われているという人が多い。
- 安全衛生経費をどちらが持つのかという話については、元請が持つのが基本と考えている。
- 建設業の請負契約では、材工で請け負う場合、労務が主で請け負う場合、材工でも仮設や揚重から外部足場も別途で請け負う場合など様々だ。
- 労務が主で契約し働く一人親方でも、安全帯やフルハーネスに3万円かかる。3年すると新調が必要で、ヘルメットや安全靴を含め、かなりの経費がかかっている。日当たとすれば、本来そうした経費は外出して数%見るような文化ができれば大変良い。